

国税徴収法第104条の規定により、令和元年9月10日から同月17日の間に実施した不動産公売に係る公売財産の最高価申込者を次のとおり決定しましたので、同法第106条第2項の規定により公告します。

令和元年9月20日

京都市長 門川 大作

1 売却区分

行財3

2 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市右京区梅ヶ畑檜社町
地 番 10番1
地 目 山林
地 積 608㎡

(2) 建物

所 在 京都市右京区梅ヶ畑檜社町10番地1
家屋番号 10番1
種 類 事務所
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 30.81㎡

以上登記簿による表示

公売財産(1)及び(2)は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売しました。

3 最高価申込価額

1,355,000円

4 最高価申込者の氏名又は名称

森川 政哉

5 最高価申込者の決定年月日

令和元年9月17日

6 売却決定の日時

令和元年9月24日午前10時00分

7 売却決定の場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

京都市行財政局税務部収納対策課

(行財政局税務部収納対策課)